

歴代首相の憲法観

—せめぎ合う改憲派・護憲派・現実派—

井芹 浩文*

Viewpoints of Prime Ministers about Constitution
— Competing between Revisionists, Protectionists and Realists —

by
Hirofumi ISERI*

要 旨

明治憲法は全面改正されるまで56年間存続した。これに対し現行の日本国憲法は改正せずに既に66年が経過した。これだけ長期に改正されなかったのはなぜか。その大きな理由の一つが、歴代の自民党首相が現実主義的なアプローチを取ったためではないかとの仮説を立てた。これを立証するため、吉田茂以来の歴代首相の憲法観を振り返ってみた。歴代首相はカテゴリーとしては「改憲派」「護憲派」「現実派」および自らの見解を示す機会がなかった「回避派」に分けることができよう。まず現実主義者のプロトタイプとして吉田を取り上げる。ただ吉田自身は自衛力を禁じた現行憲法には違和感を持ちつつ、さりとて急激な再軍備は国力が見合っていないというアンビバレントな悩みを抱えていた。続く鳩山一郎、岸信介は改憲を掲げたが挫折し、その後の高度成長期に政権を担った池田勇人、佐藤栄作らは改憲論から距離を置き、保守政権の現実主義は定着していく。この後のいわゆる「三角大福中」世代の最後に政権を担当した中曽根康弘はもともと改憲論を唱導していたが、政権に就くや改憲を否定し、現実主義に身を置いた。改憲論者である中曽根にしてこうした行動をとったところに現実主義の岩盤の大きさがうかがえる。そういう背景の中で、新たな改憲派として登場した安倍晋三の出方が注目される。

Key Words: 憲法、改憲、首相、吉田茂、鳩山一郎、田中角栄、中曽根康弘

1. はじめに

明治憲法（帝国憲法、「大日本帝国憲法」）は1889年（明治22年）2月11日に公布され、翌90年11月29日に施行された。1947年（昭和22年）5月3日に現行憲法が施行されるまで56年間、

存続した。その間、一度も改正されなかった。現行憲法（昭和憲法、「日本国憲法」）は改正されないまま、既に66年が経過した。「不磨の大典」とされた明治憲法より長期に維持されてきたのは驚くべきことだ。

なぜ長期にわたって憲法改正がなされなかったのか。そもそも憲法をめぐる政治力学を考えるとときには、様々な要素を考える必要がある。

*崇城大学工学部総合教育教授

その中には、憲法そのものが持つ最高法規としての自己存続性（硬性憲法としての厳しい改正要件を含む）や、政治主体としての政党（政党内のせめぎ合いを含む）の力関係、政治のバイプレーヤーながら重要な一角を占める財界、労働界、各種業界団体、宗教組織の動きがあり、さらには冷戦構造からサミット体制に至る国際情勢もまた影響する。これらの要素が複雑に絡み合い、結果的に憲法改正がなされずに今日まで来たという事情がある。

こうした様々な要因がある中で、本稿は半世紀以上にわたる歴代首相の憲法観はどうだったかに着目し、分析する。筆者は『憲法改正試案集』（2008年、集英社新書）あとがきで次のように書いた。

「誤解を恐れずに言えば、究極的な『護憲』勢力は歴代首相だったのではないか。歴代の自民党首相は空想的保守主義者でなく現実主義者だった。いたずらに改憲という理想主義に走って、国論を二分させ、多大の国のエネルギーを消耗することは得策と考えなかったことだけは確かだ。むしろ彼らは経済成長や国民福祉の充実に政治資源を集中することこそ『時代の要請』と考えたわけだ。」

保守政治家の「知恵」であり、「深慮遠謀」ということも指摘した。上記のあとがきで尽くせなかった歴代首相の憲法観を詳細に検討してみることで、ここで述べた「究極的な『護憲』勢力は歴代首相」というテーゼの是非を検証してみたい。

2. 改憲・護憲をめぐる4つの類型

新憲法の制定時から31人の首相が登場したが、憲法改正に対するスタンスに関しては、「改憲派」「護憲派」「現実派」および「回避派」という4つのカテゴリーに分類することができよう。

第一は、憲法改正の必要性を積極的に訴え、一部は実際の政治行動にも移した「改憲派」の首相である。改憲主義者とも言える。鳩山一郎、岸信介、それに安倍晋三を挙げることができよう。ここには在任中は護憲論だったが、退陣後には改憲論に立って吉田と論戦を交わした芦田

均も含めておいたがよいかもしれない。安倍を除き、時代的には戦後復興期に政権を担当した首相という点が共通している。

これに対し第二のカテゴリーとして、憲法改正を避けるか、政策課題にしようとしなかったという消極姿勢以上に、現憲法を積極的に擁護しようとした「護憲派」がいる。池田勇人、大平正芳、鈴木善幸、宮澤喜一だ。自民党派閥としては宏池会の系譜に属する共通点も注目しておきたい。議論の余地があるかもしれないし、意外の感を持たれるかもしれないが、田中角栄もまた護憲派に分類しておきたい。もちろん社会党出身の片山哲と村山富市もこの範疇に入る。

こうした両極に位置づけられるのはむしろ少数であって、第三は、自民党首相の大部分は党是である自主憲法制定論を認めながらも、政権の現実的な課題として憲法改正問題を政治日程に乗せることはしなかった「現実派」に分類できる。吉田茂、佐藤栄作、三木武夫、福田赳夫、中曽根康弘、竹下登、細川護熙、橋本龍太郎、小淵恵三、森喜朗、小泉純一郎、福田康夫（護憲派の色合いもある）、麻生太郎（改憲派の色合いもある）がいる。

第四の類型として、政権担当の期間が短く憲法問題に踏み込めなかった首相も多い。宇野宗祐が典型例だ。石橋湛山、羽田孜なども首相の期間が短く首相として憲法問題に向き合うことはほとんどなかった。

3. アンビバレントな立場：吉田

連合軍総司令部（GHQ）から憲法改正の指令を受け取ったのは1945年（昭和20年）10月発足の幣原喜重郎内閣の時だ。幣原首相の意向を受けて松本烝治国務相は明治憲法改正案を起草した。その松本案が翌1946年2月1日付の毎日新聞にスクープされたが、内容的には明治憲法の骨格は変えない内容だったため、マッカーサー司令官は2月3日、憲法改正に関して、①天皇の職務・権能は憲法に基づき行使される、②国権の発動たる戦争は廃止する。陸海空軍を持たず、交戦権も与えられない、③封建制度は廃止される一との3原則（いわゆるマッカー

サー3原則)をホイットニー民政局長に提示し、ホイットニーはこれに基づく草案を2月12日までに作成し、翌13日、日本政府に提示した。

提示した相手は吉田茂外相と松本烝治國務相、終戦連絡事務局次長の白洲次郎らだった。この時の感想を吉田はのちに『回想十年』のなかで次のように記している。

「松本君は草案を熱心に見ていたが、私もそれを一瞥すると、第一、前文には、『我等日本国民は』というようなことが出ており、第一条は『天皇は国のシムボルとする』というわけで、これは飛んでもないものを寄こしたものだと思った。」^(注1)

吉田の新憲法に対する態度は、外相時代のこの初見のときの印象を色濃く引きずっている。すなわち強い違和感を持ちつつも、真っ向からは反対しないという態度だ。原彬久氏が「そもそも新憲法に対する吉田の姿勢は消極的であるというよりも、むしろ無関心であったとってよい」^(注2)と評している通りだ。

吉田は「臣・吉田」と公言したように、旧体制の信奉者であり、天皇中心の政治を変更することには強い違和感を持っていた。明治憲法体制が誤ったとするならば、それは憲法のせいではなく軍部が憲法の抜け道を使って政治を壟断したためだという感覚である。戦前リベラル派に共通した心情だ。

それにもかかわらず1946年(昭和21年)5月に旧憲法下で最後の首相として大命降下を受けてからは、新憲法草案を擁護する立場に立たされた。それは吉田の戦略的な発想からして、占領からの解放・独立を最優先し、新憲法制定がそれに役立つと判断して推進したといえる。いわば憲法制定は方便にとどまっていたのではないか。象徴天皇制や戦争放棄などの憲法の内容にどこまで賛同していたか、自らの考えは封印したままだったとってよい。

表面的にみるならば、吉田の憲法9条に対する見解はぶれの大きいものだった。

例えば、1947年(昭和22年)6月28日の衆院本会議での共産党の野坂参三との論戦がある。野坂は「正しくない不正の戦争」すなわち侵略戦争と「正しい戦争」すなわち自衛戦争とがあ

るのではないかと、侵略戦争は否定すべきだが、自衛戦争は肯定すべきではないかと迫り、具体的に政府提出の9条案にある「戦争の放棄」を「侵略戦争の放棄」と改めるべきだと主張した。これに対する吉田の答弁は「国家正当防衛権による戦争を正当なりとせらるるようであるが、近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたことは、顕著な事実であります。ゆえに正当防衛、国家の防衛権による戦争を認むるということは、たまたま戦争を誘発する有害な考えである」というものだった。非武装中立論者でも言いそうな口ぶりだ。^(注3)

政治状況は違うが、1951年10月18日、衆院サンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約批准のための特別委員会での芦田均との論戦での答弁も注目される。吉田は講和を達成し得意絶頂のときであり、芦田は首相を経験した後、昭電疑獄事件で刑事被告人という苦しい立場のときだった。芦田はかつて首相の座を吉田に譲った後の制憲議会で衆院の憲法改正特別委員長を務め、新憲法制定を喜んだこともある。

しかし、このとき芦田は改憲論の立場に立って吉田を攻めた。芦田は日米安保条約前文で「米国は日本が直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸進的に自らの責任を取ること」を期待するとはどういうことか」と聞いた。これは日本の自衛(したがって自衛力の存在)を前提にしているのでないかとの追及だった。

これに対し吉田は「まだ直ちに再軍備をするとか、独力でもって国を守るとかいうために軍隊を持つことはできない(中略)国力がこれを許すならば、なるべく早く持ちたいと思いますが…」と釈明している。

芦田は同年4月に来日したダレス米特使に対して吉田が軍事協力を約したとする米誌報道を引き合いに出して「軍備は持たないが、軍事協力はするというのはいちど自己撞きと言わざるを得ない」と指摘したのに対し、吉田は「日本としていつまでも外国の力によって独立を保護せられるということは、日本国民のプライドが許さない。また、日本の憲法は戦争放棄をしているが、この条項はいろいろな考慮のもとに、この結論に達したものだ。ゆえに軽々しく日本憲法の精

神に反し、憲法を放棄することは今考えていない」とかわした。

芦田はまた自衛力と憲法の関係について「アメリカ軍と協力して自衛のために戦うことが憲法に反しないとすれば、日本みずから自衛兵力を維持することも、憲法に反しないと言わなければならない。しかし、今日となつては、憲法を改正しなくても実行上さしつかえがないと吉田総理大臣が考えられるならば、それは吉田総理大臣の格段の進歩だ」と精一杯の皮肉を交えて改憲の必要性を主張したが、吉田は芦田の憲法改正による再武装論には与しなかった。

これに先立ち吉田は憲法改正をせずに1950年（昭和25年）8月、警察予備隊創設に踏み切っている。いま思えばこの時が憲法改正のチャンスだったかもしれない。しかし「警察予備隊」という名称に象徴されるように、警察の予備隊として防衛力を創設するという苦肉の策に出たところに、現実主義者らしい対応がうかがえる。さらに朝鮮戦争が激化するに及んで、米側が1952年（昭和27年）1月、警察予備隊を当時の陸上兵力11万人規模から32万人規模に拡大するよう求めたのに対しては頑として受け入れなかった。吉田とGHQとの間に入って苦労したのが辰巳栄一元陸軍中将だ。辰巳はGHQに向いて朝鮮動乱後の極東軍事情勢を詳細にレクチャーされ、警察予備隊の3倍増を求められる。これに対して吉田は「日本は敗戦によって国力は消耗し、瘠せ馬のようになっている。このヒョロヒョロの瘠せ馬に過度の重荷を背負わせると、馬自体が参ってしまう、とはっきり先方に答えてくれ」と辰巳に言ったという。^(注4) 実態は自衛力に近い警察予備隊の創設は認めてGHQの意を迎えるが、その増強要求は断るところに現実主義者の吉田の真面目がうかがえる。

吉田の現実主義の感覚からすれば憲法解釈のような神学論争の分野には興味がなかったとも言える。憲法解釈については、内閣法制局に見解を示させることが多かった。それというのも内閣法制局を尊重したというより、現実主義的な考えというか、極めて便宜主義的な考えによるものだとも言える。それは当時、内閣法制局

次長だった佐藤達夫が回想^(注5)の中で、吉田は法制局の見解に異議をさしはさむことはほとんどなく、それでいて自らの答弁を求められたときは、必ずしも法制局の用意した答弁要領には従わず、自らのワーディングで説明し、それで押し通したという点が面白い。しかも「憲法運用の重要な先例というようなものは、ほとんど吉田内閣時代にできたといっている」（佐藤達夫）と明かすように憲法解釈のプロトタイプはほとんどが吉田時代に作られた。

いずれにせよ、その後の歴代首相は内閣法制局見解や吉田答弁を基礎に構築された。その意味では吉田の憲法観は歴代自民政権の憲法運用のプロトタイプを提供したとも言える。吉田が抱いていた、憲法改正の理想論と非改正の現実論というアンビバレントな考えもまた歴代首相が引き継いでいくことになった。

(注1) 吉田茂『回想十年』第2巻 p.25

(注2) 原彬久『吉田茂』p.112

(注3) 若宮啓文『忘れられない国会論戦』p.8

(注4) 吉田茂『回想十年』第2巻 p.180

(注5) 吉田茂『回想十年』第2巻 p.61

4. 挫折した改憲派—鳩山、岸

吉田の後に登場した鳩山一郎は真正面から憲法改正を掲げて登場した。第一次鳩山内閣は選挙管理内閣としてスタートしたため、組閣からわずか45日で衆院解散に打って出た。鳩山は憲法改正による自主独立と再軍備、対共産圏外交の必要性を訴え、いわゆる「鳩山ブーム」を呼んだ。選挙結果は鳩山の民主党が185議席と第一党の座を確保したほか、同じ保守の自由党が112と第二党の座を占め、左派社会党89、右派社会党67、その他が14（労農党4、共産党2、諸派2、無所属6）だった。

しかし憲法改正にとって大きな意味を持ったのは左右社会党で156議席を獲得したことだ。これにより改正阻止勢力が3分の1以上を確保し、鳩山は憲法改正の意図をくじかれてしまう。社会党はその後合併して「日本社会党」となり、3分の1超の勢力を長期にわたってこれを維持したことで憲法改正阻止を可能にした。

総選挙後の1955年（昭和30年）3月18日召集の第22回特別国会の焦点は憲法調査会法案と国防会議構成法案となった。憲法調査会法案について鳩山は当初、内閣提出とする考えだったが、野党の自由党に配慮して民主・自由の共同提案を打診したが、自由党側が拒否。やむなく民主党議員の提案となった。6月27日に国会提出し、7月5日に趣旨説明を行った。一連の審議の中で鳩山ら政府側は、①9条は誤解を生じやすい条項だから改正の要があるし、その他についても全面的に改正したほうがよい、②自衛のための兵力ならば、必要にして最少限度の兵力はもてる、③直接侵略に対処する実力部隊を軍隊というなら、そう言ってもさしつかえない、④憲法改正の内閣提案権については、国民に憲法改正を発議するのは国会でなければできないが、国会が意思決定する議案については内閣も提案権を持っている、⑤憲法前文も憲法の一部であるから改正し得る一などと答弁した。両法案はいずれも審議未了で廃案となった。

なお衆参両院議員の有志で作る「自主憲法期成議員同盟」が結成されたのは鳩山内閣時代の1955年（昭和30年）7月のことだ。

1955年（昭和30年）秋は政党再編の季節となり、10月13日に左右社会党が統一して「日本社会党」が結成され、一方、保守合同が成って11月15日に「自由民主党」の結党大会が開かれた。これにより二大政党制（実質的には米政治学者スカラピーノが名付けた「1か2分の1政党制」）がスタートする。これを受けて第2次鳩山内閣は総辞職し、11月22日、第3次鳩山内閣が発足した。

鳩山はこの第3次内閣発足にあたり、12月2日に行った施政方針演説で、これまでの平和外交の推進と国民生活の安定に加えて、新たな目標として「憲法改正」を訴えた。特に先の総選挙で3分の2多数を獲得できなかったことから、迂回作戦として衆院への小選挙区制導入を策したことが過去の改正の動きとは大きく違った。改正実現のための手段を弄したとも言えよう。このため鳩山は1955年（昭和30年）12月20日召集の第24回通常国会に小選挙区制導入法案を提出することになる。

小選挙区制は選挙制度調査会が1951年（昭和26年）8月に導入すべきだと答申していたが、吉田内閣では省みられなかったのが、鳩山内閣で憲法改正との絡みで急浮上したものだ。選挙制度調査会は1955年（昭和30年）5月、諮問を受け、1956年（昭和31年）3月14日、完全な1人1区の小選挙区制（497）の導入を答申した。これを受け政府は、完全小選挙区制は見送ったものの1人区（小選挙区）457、2人区20、議員定数497の改正案を国会に提出したが、国会審議は紛糾した。区割りのいびつさから、米国の小選挙区区割りがゲリマンダーと呼ばれたのになぞらえて「ハトマンダー」とまで言われ不評だった。

これに対し鳩山は国会答弁で、①小選挙区制と憲法改正はまったく別個の問題である、②小選挙区制で多く出る死票を出さないために比例代表制を導入すると小党分立を招く、③政府は選挙制度調査会の答申を尊重したものだ一などと発言して切り抜けようとしたが、与野党対立は深まり、国会会期末の混乱もあって衆院を修正通過したものの、参院で廃案となった。

この間、再提出していた憲法調査会法案は5月16日、国防会議構成法案は会期末ぎりぎりの6月3日に成立した。その後、鳩山にとっての最大関心事は日ソ復交に向かい、憲法改正への取り組みは憲法調査会の審議待ちの形となった。

石橋湛山の政権担当は短期間であったため、在任中に憲法問題に関わることはなかった。1957年（昭和32年）2月4日に岸信介首相臨時代理が代読した施政方針演説でも憲法改正どころか「憲法」への言及も一切なかった。

次いで登場した岸信介は根っからの改憲論者であることを隠さなかった。ただ彼が現実に最優先課題としたのは日米安全保障条約の改正だった。旧安保条約の不平等性を払拭し、対等性を回復させるためだった。1960年（昭和35年）5月の安保条約審議の過程で、会期延長や安保条約批准案件を強行に次ぐ強行採決を繰り返したため安保改定阻止の大衆運動が大きく盛り上がった。6月15日、全学連の国会突入で機動隊と激突する中で東大生樺美智子が死亡する事件が起き、アイゼンハワー米大統領の来日が

延期されるに及んだため、岸政権は退陣を決断した。

実は、岸は新日米安保条約が必ずしも完全な対等性を確保できなかったことに不満を持っていた。岸は原彬久のインタビューに答えて「もし憲法の制約がなければ、日本が侵略された場合にアメリカが、アメリカが侵略された場合に日本が助けるといふ完全な双務条約になっただろう」と語っている。その意味でも、岸は辞任後に憲法改正運動に積極的に取り組むことになる。

1965年（昭和40年）には米外交誌フォーリン・アフェアーズに寄稿し、日本の敗戦とアメリカの対日占領の後遺症を一掃するためには憲法改正が必要だと力説した。自党内の派閥抗争にも強い懸念を示し、諸派閥を一つに束ねるための政治課題は憲法改正しかない指摘したとも言う。^(注6)さらに1969年（昭和44年）5月には自主憲法制定会議を結成し、自ら会長に就いている。岸は、改憲機運が大きく後退したことを嘆き、「もう一遍私が総理になって憲法改正を政府としてやるんだという方針を打ち出したいと考えた」と原彬久に打ち明けてさえいる。^(注7)

(注6) 原彬久『岸信介』p.234

(注7) 原彬久『岸信介』p.235

5. 護憲派の系譜—池田、大平、田中

岸の後を受けて政権に就いた池田勇人は憲法改正に対して全く異なる態度を取る。内閣の憲法調査会は、鳩山内閣下の1956年（昭和31年）6月に設置された。会長には高柳賢三が就任した。調査会は岸信介内閣を通じて活動し、1964年（昭和39年）7月3日に池田勇人首相に憲法調査会報告書を提出した。報告書は本文だけで1150頁もあり、力作と言える。改憲論を多数としながらも護憲論も併記しており、極めてバランスの取れたものだった。ただ、池田は報告書を受け取っただけで、なんらの政治的アクションは取らず、同調査会は佐藤内閣時代の1965年（昭和40年）6月3日に廃止となった。池田にとっての最大の課題は、所得倍増論を掲げたよ

うに経済政策にあり、国論を二分するような憲法改正問題に取り組んでいる政治的余力はないと判断していたのではないか。

池田は派閥としては宏池会を作ったが、その宏池会の系譜に属して首相になったのが大平正芳、鈴木善幸、宮澤喜一だが、いずれも護憲派の立場に身を置いた。

例えば大平は1978年11月の福田赳夫と争った自民党総裁選で憲法改正について「改憲論議は結党以来の問題だから、あってもよいが、いま国民的コンセンサスが熟しているとは思えない」と否定的な見解を示した。^(注8)『大平正芳』を著した福永文夫氏は「大平は敗戦の日を、『遂に来るべきものが来た』という安堵感で迎え、日本国憲法を『非常に理想的なヒューマニズムを打ち出した一つの芸術品』ととらえ、戦後の民主化・民主主義と率直に向き合うことができた」「戦後国民に定着している民主主義、平和感覚を正面からとらえ、国民との対話の上に戦後保守のあり方を模索した。言い換えると、帝国憲法風から日本国憲法風の保守政治への転換であった」と指摘している。現憲法とそれを支える価値体系を極めてポジティブに捉えていたことがうかがえる。しかもこうした考えは、前尾繁三郎、宮澤喜一ら池田を支えるために集まった同志たちによって育まれたとされる。

宏池会ではないものの、大平と盟友関係にあった田中角栄について「護憲派」だったと位置づけたのは早野透氏だ。『新ポリティカにつぼん』のなかで、田中の後援会である越山会の機関紙『月刊越山』の1973年（昭和48年）1月号で「わたくしは、日本が再び軍事国家として世界に覇権を求めることなく、日本国憲法第9条を対外政策の根幹にすえ、世界のすべての国と永く、親しくつきあっていける国にしたいと考えています」と述べている。早野氏は、田中の護憲・平和の思いが若い時の軍隊生活での経験に根差したものだとも指摘している。

(注8) 福永文夫『大平正芳』p.225

6. 息づく現実派—佐藤、中曽根

池田勇人と並んで吉田の系譜につながる佐藤

榮作がポスト池田を受け継ぎ、政権を担当した。ベトナム戦争における対米協力姿勢や教育問題などでの出方を考えると、佐藤をハト派に分類することは難しいが、それでも憲法改正に消極的だったことでは池田に近い。佐藤が最重点で取り組んだのが沖縄返還だったが、改憲を政治日程に乗せることはしなかった。

手許に内閣大臣官房から出版された非売品の『佐藤内閣総理大臣演説集』がある。1964年（昭和39年）7月1日の自民党総裁選時の演説から1970年4月10日の日本記者クラブにおける演説まで収録してある。通読して感じるのは憲法問題への言及が驚くほど少ないことだ。

総裁選時の演説「明日へのたたかい」では、憲法問題の小見出しを掲げて「新憲法制定によって民主日本は誕生した。その後、われわれは国際社会の中で地位を高め、自由経済による驚異的な経済復興を果たしてきた。これは現行憲法の下で戦後を生きぬいた国民の努力の成果である」として現憲法の価値を積極的に評価している。先に発表されていた自民党基本憲法草案の中の「真の進歩は秩序と価値ある伝統の中で可能である」とのくだりを引用しつつ、そうした「歴史観に立って、現行憲法の平和、国民主権、基本的人権などの精神をよりよく守りぬかねばならない」としている。憲法改正による伝統回帰より現憲法の諸価値を擁護している。基本草案の「秩序と価値ある伝統」を引用したのは単に右派勢力へのエクスキューズのように聞こえる。

1964年（昭和39年）11月の第47回臨時国会における所信表明では、池田内閣末期の同年7月に政府の憲法調査会が最終報告書を提出したことに触れつつ「ことは国政の基本を定める憲法の問題であり、政府は、報告書にあらわれた意見について慎重な態度で、国民各位と共に、十分、考えてみたいと存じます」と素っ気なかった。同調査会が廃止されたのも佐藤内閣時代だったことも考え併せると、佐藤の改憲論への冷淡さがよく表れている。

もっとも「愛国心」にはこだわりを示している。1965年（昭和40年）1月の施政方針演説では「愛するに足る祖国は、国民一人一人がその

責任を自覚し、努力することによってつくられるものであります。（中略）日本の現状は、国民に対して新しい愛国心の喚起を期待しております」と強調しており、佐藤のイデオロギー的な位置がかなり右寄りだったことがうかがえる。それにもかかわらず、それが改憲へと向かわなかったところに戦後の保守本流政治家の深慮遠謀がうかがえるのだ。

早野透氏は『新ポリティカにつぼん』のなかで「佐藤榮作は『憲法は日本国民の血となり肉となった』と『平和憲法』をたびたび口にし、沖縄返還に力を注いだ。佐藤は岸の弟だけれども、考えは違った」と指摘している。「血となり肉となり」がどういうシチュエーションで発言されたかは確認していないが、『演説集』で見ると、佐藤が慎重に改憲問題に踏み込まないようにしていたことは確かだ。

次に、現実主義者のもう一つの典型例として中曽根康弘を取り上げてみたい。中曽根の憲法観は大きく変遷している。中曽根は1949年（昭和24年）4月17日の衆院本会議質問で、吉田首相に対して「われわれは新憲法を制定して、われらの安全と生存を諸国民の公正と信義に託し、戦争放棄を厳粛に宣言したのであります。（中略）一国の総理大臣たる者が軽々にこの国民の総意に対して疑義を表明し、しかも国民代表の質問に対してなんらの説明をなさないということは無責任も甚だしい。憲法に表明された日本国民の平和主義、戦争放棄宣言を冒瀆するものとして、誠に遺憾の意を表明する次第です」と発言し、平和憲法擁護の考えを示していた。^(注9)ところが翌1950年（昭和25年）、朝鮮戦争が勃発した年に欧米を訪問したあと、元首相の芦田均を訪問し、欧米での見聞を芦田に報告しながら「世界情勢は甘くない」として再軍備を強く進言している。^(注10)

中曽根は1955年（昭和30年）には『自主憲法の基本的性格—憲法擁護論の誤りを衝く』を出版し、この中で自らの憲法改正試案を提起した。1956年（昭和31年）自主憲法期成同盟の発足の際、「憲法改正の歌」まで作詞する。

1番 嗚呼（ああ）戦いに打ち破れ／敵の軍隊進駐す／平和民主の名の下に／占領憲法強制

し／祖国の解体計りたり／時は終戦六ヵ月

5番 この憲法のある限り／無条件降伏つづくなり／マック憲法守れるは／マ元帥の下僕なり／祖国の運命拓く者／興国の意気挙げなばや

1982年11月、首相就任に当たり外国人特派員に配った『私の政治信条』の中でも「日本は米国から与えられた平和憲法を改正しなければならないというのは、私の一貫した信念である」とした。改憲論者として知られてきた中曽根の登場は野党の大きな懸念を引き起こし、衆院予算委員会での厳しい追及を受けた。これに対し中曽根は答弁の中で「現憲法の基本的人権の尊重や平和主義、国際協調主義、福祉国家の理想などのもとで、戦前に比べて明るい世の中が生まれたのは事実で高く評価する」とする一方で「いかなる機構、制度にも完全なものはなく、よりよきものを志向するのは当然で、憲法もその一つだ」との原則論を繰り返した。

しかし中曽根は改憲問題そのものについては「議員としては改憲を言ってきたが、首相としての公の立場は別で、現内閣で改憲を政治日程に乗せる考えはない」と述べ、中曽根内閣では改憲に乗り出すことを否定した。まさに現実主義の典型例である。考えは変えたわけではないが、政権運営をしていく上で、当面の政策課題に取り組むことを優先させたのである。

1983年（昭和58年）9月、中曽根は社会党委員長石橋政嗣との間で非武装中立論争を戦わす。石橋は「総理は、いまの憲法も軍事力を認めていると言うが、それはこじつけだ。憲法改正試案を1955年に作って発表した。この中にはっきりと、宣戦、講和の項目、非常事態、緊急命令の項目、国民防衛の義務の項目、軍事裁判所の設置、全部書いてある。あなたも、少なくとも憲法の中にこの程度のものはないとおかしいとお考えになったのでしょうか」(注11)と改憲論者としての本音を引き出そうと試みた。

これに対し中曽根は昔とは考えを変えたという論理で追及をかわした。「独立当初は、私はかなり衝撃的な、独立に対する非常に強い要望があった。占領軍に対する反感、勉強不足もあった。しかし、その後いろいろ勉強して、私の最終的な考え方は、昭和36年の憲法調査会で

の最終発言の中に盛られている。これが穏当な考えであるというものに変わってきている」と答弁。現時点では改憲を急がない姿勢を明確にし、石橋の追及も不発に終わった。(注12)

(注9) 若宮啓文『忘れられない国会論戦』p.39

(注10) 若宮啓文『忘れられない国会論戦』p.22

(注11) 若宮啓文『忘れられない国会論戦』p.43

(注12) 若宮啓文『忘れられない国会論戦』p.44

7. 新たな改憲派：安倍の登場

安倍晋三は小泉純一郎の跡を受け2006年（平成18年）9月に首相に就任した。政権のスローガンとして「戦後レジームからの脱却」を掲げ、憲法改正に積極姿勢を示し、特に憲法改正手続きを定めた国民投票法を成立させた。憲法改正については国会が発議し、国民投票で決めることが憲法96条に規定されているが、その具体的手続きは定まっていなかった。憲法改正を進める上では必須の法律であり、安倍はこれを精力的に押し進めた。年金記録の消失問題などで内閣支持率が低下する苦しい状況だったにもかかわらず辛うじて成立にこぎ着けた。

2012年（平成24年）12月に再度登板したが、翌2013年（平成25年）1月の所信表明演説では憲法改正問題には言及しなかった。2月の施政方針演説では「憲法審査会の議論を促進し、憲法改正に向けた国民的な議論を深めようではありませんか」との一般論的な呼び掛けだけだった。

それに代えてまず積極姿勢を示したのは集団的自衛権の憲法解釈の見直しだった。集団的自衛権について、内閣法制局は「憲法上は保有しているが、行使は違憲だ」の解釈を示してきた。海外での自衛隊の純軍事行動（戦闘行為）を禁じるという趣旨だ。歴代の自民党首相はこの解釈を容認してきたが、安倍は納得せず、第1次内閣時に有識者会議を立ち上げて米国へ向かう弾道ミサイルに対する攻撃など4類型に関しては集団的自衛権を認める考えをまとめたが、最終結論を出す前に退陣したため結実しなかった。このため第2次内閣でも再び有識者会議を発足させた。今回は4類型に限定せず全面的に容認

する方向で取りまとめようとしている。

もう一つ第2次内閣で力点を置き始めたのは、憲法9条などの内容の改正より前に、憲法96条の改正条項をまず改正すべきだとの考えだ。96条では憲法の発議要件が「各議院の総議員の3分の2」が必要とされているが、これでは発議が難しいとして発議要件を「過半数」とするよう求めている。これをめぐっては、日本国憲法は硬性憲法の度合いが強すぎるとか、逆に要件を緩めれば立憲主義が揺らぐなど賛否両論が渦巻いている。いずれにせよ独特の憲法観をもつ首相の登場は憲法改正問題に新たな地平をもたらそうとしている。

おわりに

本稿は2013年春に、大学の1年先輩であり丸山真男ゼミで机を並べ、会社は違うとはいえ新聞記者としても先輩である朝日新聞社元コラムニストの早野透氏が電子版朝日新聞の『新ポリティカにつぼん』で、「自民は、角栄の『護憲』に学べ」を書いているのに触発された。私自身が『憲法改正試案集』のあとがきで書いていた趣旨と通じるものがあると感じたのだ。

早野氏は本文で紹介したように、田中角栄の護憲感覚だけでなく、池田勇人、佐藤栄作、三木武夫、福田赳夫、中曽根康弘の名を挙げていずれも護憲の姿勢をとったことを指摘した。本稿は早野説を検証すると同時に敷衍するために歴代首相の言説を追ってみた。

当初の目論見は戦後（新憲法制定以後）の首相全員について、憲法とどう向き合ったかを詳述するつもりだったが、主な首相についてだけしか書けなかった。後日を期したい。

参考文献

- 1) 内田健三ら編『日本議会史録』第一法規
- 2) 北村公彦ら編『現代日本政党史録』第一法規
- 3) 吉田茂『回想十年』新潮社
- 4) 若宮啓文『忘れられない国会論戦』岩波新書
- 5) 原彬久『吉田茂—尊王の政治家—』岩波新書
- 6) 石田博英『石橋政権・七十一日』行政問題研

究所

- 7) 豊田穰『鳩山一郎—英才の家系』講談社
- 8) 原彬久『岸信介—権勢の政治家—』岩波新書
- 9) 岩見隆夫『昭和の妖怪 岸信介』中公文庫
- 10) 福永文夫『大平正芳 「戦後保守」とは何か』中公新書
- 11) 『佐藤内閣総理大臣演説集』内閣総理大臣官房

